



上智大学



男女共同参画宣言

1999年に成立した男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を「21世紀に我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。この法律のもとではすべての人が、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮して活躍し、あらゆる分野において対等に参画する機会が確保される社会を実現することが求められています。

上智大学は、キリスト教精神を基底とし、真実と価値を求めて人間形成につとめ、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的として、1913年に設立されました。設立時は男子校としてスタートしましたが、1958年には男女共学となり、爾来、地球を舞台として様々な分野で活躍する国際人を育成してきました。卒業生が、国内はもとより、国際社会においても高く評価されていることは、大学が飛躍的に発展していく原動力となっております。

上智大学は、世界中から多様な人材が集う、グローバル化社会にふさわしい教育・研究環境を整備するとともに、「他者のために他者ととともに」というキリスト教的価値観に基づく教育精神を踏まえ、全人教育を土台に、貧困と平和構築の問題に関わる「社会的なチャレンジ」、持続的発展と環境の問題に関わる「エコロジカルなチャレンジ」、自分の人生を自らが選び取れるよう必要な資質と力量を育む教育の問題に関わる「文化的なチャレンジ」、人間性と生き方そのものの問題に関わる「倫理的なチャレンジ」を柱に、更なる大学の発展を目指します。

以上のような特長を活かしたうえで、上智大学は、男女共同参画社会の形成における社会的責任を自覚し、個人がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために主体的役割を果たすことを宣言します。また、上智学院および上智学院が設置する学校においても同様の方針を推進いたします。

<基本方針>

1. 男女共同参画の視点に立った教育・研究組織及び就業体制の確立
2. 教育・研究及び就業と家庭生活の両立支援
3. 学生・教職員に対して、男女共同参画に関する啓発活動の推進
4. 大学運営の意思決定における男女共同参画の実現



2011年1月 上智大学長

